平成30年度三重県工業研究所 「エネルギー関連技術開発」共同研究公募要領(第2回)

三重県工業研究所(以下「工業研究所」という。)で研究を進めている「水素等エネルギー関連技術開発事業」の4つの研究テーマを効果的に実施するため、工業研究所と共同研究を実施する事業者等(以下「共同研究者」という。)を以下のとおり募集します。

共同研究の実施を希望する事業者は、平成30年7月17日(火)から平成30年8月31日(金)までに共同研究申請書を提出してください。申請に関するご質問等は、問い合わせ先へお気軽にお寄せください。

1. 共同研究の概要と手続き

(1)課題分野と共同研究者に期待する研究開発能力

①課題分野

課題分野	水素・燃料電池関連技術
目的	水素・燃料電池に関する技術シーズをもとに、水素の製造、精製技術に関
	する各種材料やシステム等の試作開発に繋げます。
研究概要	工業研究所所有の燃料電池用ガス分析装置や燃料電池評価装置等を用い
	て、各種材料の評価を実施し、その結果をもとに材料の試作やシステム開
	発を行います。
共同研究者に	研究開発を行うにあたり、自社で水素・燃料電池分野へ展開可能な技術を
期待する研究	有し、試作等に協力できる開発能力を求めます。
開発能力	
担当課	窯業研究室窯業研究課 (四日市市)

②課題分野

課題分野	太陽エネルギー関連技術
	
目的	太陽光などの光エネルギーを利用した部材および光波長変換機能を有する
	素材やそのデバイスに関する評価を通して、実用化に対する課題を抽出し、
	光マネージメントに関する試作開発に繋げます。
研究概要	太陽光などの光エネルギーを利用した部材および光波長変換機能を有する
	素材やそのデバイスについて、発光スペクトルや光透過性などの光特性や
	その耐久性を評価し、実用化に向けた課題の抽出と解決手法の提案を行い
	ます。
共同研究者に	光マネージメントに資する部材及びデバイスの試作開発ができ、評価用供
期待する研究	試品を提供できる能力を求めます。
開発能力	
担当課	エネルギー技術研究課(津市)

③課題分野

課題分野	二次電池関連技術
目的	リチウムイオン電池等を用いた製品用途の探索や電池部材等を作製・評価
	し、試作開発に繋げます。
研究概要	リチウムイオン電池等を用いた製品開発に向けた用途探索、もしくは、電
	池部材の検討・評価を行い、その結果をもとに試作等を行います。
共同研究者に	自社で二次電池等を用いた製品開発や材料開発ができ、供試品を提供でき
期待する研究	る能力を求めます。
開発能力	
担当課	エネルギー技術研究課(津市)

4課題分野

課題分野	熱電変換関連技術
目的	熱電デバイス及び周辺部材の機械的強度を評価して実用化に対する課題を
	抽出し、デバイスの試作開発に繋げます。
研究概要	熱電デバイス並びにデバイスを構成する素子や電極等の周辺部材につい
	て、材料物性や機械的強度を評価し、実用化に向けた課題の抽出と解決手
	法の検討を行います。
共同研究者に	熱電デバイスの構成部材調達及びデバイスの試作開発ができ、評価用供試
期待する研究	品を提供できる能力を求めます。
開発能力	
担当課	エネルギー技術研究課(津市)

(2) 共同研究実施予定件数

各課題分野1件から2件程度

(3) 共同研究実施期間(予定)

共同研究契約締結日から平成31年2月28日(木)

(4) 共同研究に要する経費の負担

工業研究所及び共同研究者は、自らが実施する研究に要する費用を負担する必要があります。なお、工業研究所では、各課題あたり数十万円程度を想定しています。

(5) 申請方法・問い合わせ先

申請は、工業研究所に申請書及び添付書類(誓約書等)を直接提出していただくか、「共同研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください。(平成30年8月31日必着)

また、ご質問などの問い合わせは、電話・FAXで担当者までご連絡ください。メールでの問い合わせも可能です。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5-45

三重県工業研究所

電話: 059-234-4036 FAX: 059-234-3982

E-mail: kougi@pref.mie.jp

(事務手続きに関すること)

プロジェクト研究課 電話:059-234-0407

担当:増山、森本 (研究課題に関すること)

エネルギー技術研究課 電話:059-234-1968

担当:富村、山本、丸林

窯業研究室窯業研究課 電話:059-331-2381

担当:橋本、松田

(6) 申請から採択に至る手続き

① 事前調査

工業研究所の研究担当者が、共同研究者に必要とされる研究開発能力、研究の分担等について確認させていただきます。

② 審査

工業研究所共同研究審査委員会において審査し、共同研究者を選定します。

③ 審査結果の発表及び通知

採択された申請者に採択通知書、不採択となった申請者に不採択通知書を送付します。不採 択通知書には、不採択となった理由を記載します。また、採択された申請者の名称及び課題名 をホームページ等で公表します。なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条 件を付ける場合があります。

④ 共同研究契約の締結

共同研究の分担、共同研究契約書の内容について工業研究所と共同研究者が協議し、共同研究契約を締結します。また、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

(7)審査基準

申請者を次の項目により審査します。

① 共同研究者の研究開発能力

工業研究所が求める研究能力を保有し、共同研究を確実に実施可能か。

② 共同研究課題の推進に寄与する見込み

事業目的を達成するために、申請内容が有効な方法・手段となるか。

③ 申請者の事業化計画

申請者が、共同研究の成果を活用する見込みがあるか。

④ 共同研究の制度に関する申請者の理解

共同研究者の費用負担、情報の取扱及び共同研究契約書の条項などに対して、申請者が十分に理解しているか。

2. その他注意事項

(1) 共同研究契約書の内容

共同研究における費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、共同研究契約書により規定しておりますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いします。共同研究契約書などの関係規定等は、工業研究所ホームページに掲載しています。

(ホームページアドレス:http://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/index.htm)

(2) 産業廃棄物を対象とした共同研究

本公募では、産業廃棄物を対象としません。なお、工業研究所では、産業廃棄物活用型共同研究を平成30年10月31日(水)まで公募しています。

(3) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、事業者が守るべき多くの法的規制があります ので、必ずこれを遵守してください。

例) 製造物責任法(PL法)、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、など

(4)情報公開

①共同研究者名及び共同研究課題の公表

採択された共同研究課題名及び共同研究者の名称(法人番号)・所在地は、共同研究契約の 締結後にホームページ等で広く公表します。

②三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て(申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、 共同研究者が工業研究所に提出した文書・データ等)が三重県情報公開条例(平成11年三重 県条例42号)の対象となります。

詳しくは、三重県ホームページ (http://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/) をご覧ください。

(5) 権利の帰属及び出願等

- ・共同研究において、三重県に属する研究員又は共同研究者が本共同研究の結果、単独で発明 を行ったときは、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許の出願ができます。
- ・三重県に属する研究員及び共同研究者が共同して発明を行ったときは、三重県は三重県に属する研究員から特許を受ける権利を承継し、三重県及び共同研究者が共同して出願(以下「共同出願」という。)するものとします。この場合において、共同研究者は共同研究を始めるにあたって、職務発明等に関する規程を定め、あるいはそれに類するもので権利関係を明確にしておくこととします。
- ・共同出願を行おうとするときは、当該特許に係る三重県及び共同研究者の特許を受ける権利 及び設定登録後の特許権の持分と出願等に係る費用一切の費用負担割合を協議した内容を 含む「共同出願契約書」を別途作成し、三重県職務発明等審査会で審査のうえ共同出願契約 を締結するものとします。
- ・実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の取扱についても上記記載と同様とします。

(6)暴力団等の排除

共同研究申請事業者又はその役員等が以下に該当する場合、共同研究を実施することはで

きません。

- ・暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と認められる場合。
- ・暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者。以下同じ。)と認められる場合。
- ・自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、 暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合。(密接な関係とは、 友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合 をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実があ る場合は当該要件に該当する。)
- ・暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。 (社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、 又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席 するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
- ・暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。